

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年2月23日提出
【発行者名】	日本アジア・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 横山 典生
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小網町1 2 番 7 号 日本橋小網ビル7階
【事務連絡者氏名】	長谷川 英子
【電話番号】	03-6892-7111
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ベトナム株式プラス・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年12月28日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、繰上償還などに伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成29年12月29日から平成30年 6月29日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

平成29年12月29日から平成30年 6月29日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドは、平成30年4月26日をもって信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定です。

当該繰上償還を行うこととなった場合、申込期間は平成30年3月23日までとします。詳しくは後述「(12)その他 信託契約の解約（繰上償還）の予定について」をご参照下さい。

(12)【その他】

<更新後>

信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、受益者の皆様の長期的な資産運用の一助となるべく運用を行っておりますが、平成30年1月31日現在、受益権の総口数が、投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数（10億口）を大幅に下回る488,613,066口となっており、本来の商品性を維持した運用の継続が非常に困難な状況でございます。

弊社といたしましては、当ファンドの信託契約を解約し、お預かりした運用資産をお返しすることが受益者の皆様にとって最善であるとの判断に至りました。

委託会社では、このような状況を鑑み、以下のスケジュールに沿って信託契約を終了する予定です。

- ・受益者および受益権口数の確定日：平成30年2月23日
- ・書面決議に関する書類発送日：平成30年2月28日
- ・議決権行使書面による議決権行使期限：平成30年3月21日
- ・書面による決議の日：平成30年3月22日
- ・信託終了（繰上償還）予定日：平成30年4月26日

平成30年3月22日の書面決議において、平成30年2月23日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合、平成30年4月26日をもって当ファンドの信託を終了（繰上償還）いたします。その場合、平成30年3月26日以降の取得購入申込みの受付は行いません。なお、本議案が否決された場合には、当ファンドの信託終了（繰上償還）は行いません。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

平成32年 3月31日までとします（平成22年 4月 1日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

<訂正後>

平成32年 3月31日までとします（平成22年 4月 1日設定）。

ファンドは「（5）その他 信託の終了（繰上償還）」の規定にしたがって繰上償還を予定しております。

平成30年3月22日の書面決議において、平成30年2月23日現在における当ファンドの議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決された場合には、信託期間は平成30年4月26日までとなります。